

# 朝来市立梁瀬中学校いじめ防止基本方針

令和5年4月3日 更新

## 1 学校の方針

校訓「自主・協同・清新」を具現化し、「山東を愛し 共に自己を磨き合う 心清く 未来を担う 自立した生徒の育成」を学校教育目標に、自己実現をめざし、共に創造し、心豊かで未来を担う自立した生徒を育てることをめざし、共に励まし、共に支え合い、共に耐え、共に高め合う学校を創る取組を推進している。

そのために、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

## 2 基本的考え方

本校の所在する朝来市山東町は、東は京都府に南は丹波に接している。周囲は連山に囲まれ円山川の支流が縦貫しており、自然豊かな落ち着いた地域である。生徒は純粋で挨拶が良くでき、学校行事や生徒会活動など積極的に活動している。保護者・地域の学校教育への関心が高く、本校生徒の健全育成を地域ぐるみで支援していただいている。

本校は、平成22年度以降「共創の世界」実現に向けて取り組んでおり、思いやりの心を持ち、共に高め合う生徒の育成、命や人権が尊重される学校づくりに努めている。また、豊かな心を育てる道徳教育の充実を図り、教育活動全体を通して道徳的実践力の育成に取り組んでいる。さらに、地域の方々のご協力のもとにトライやる・ウィーク等の体験教育やボランティア活動にも熱心に取り組んでいる。

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

**別紙1** 校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、

教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、定期的な生活アンケートやいじめに関するアンケート、早期発見のためのチェックリストを別に定め、効果的に活用する。

**別紙 2** 生活アンケート **別紙 3** いじめに関するアンケート  
**別紙 4** いじめ早期発見のためのチェックリスト

#### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

**別紙 5** 年間指導計画

#### (3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

**別紙 6** 組織的対応

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、朝来市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び人権擁護委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、朝来市教育委員会が設置する重大事態調査のための「いじめ防止対策推進委員会」の指導助言を受け、事態の解決に向けて対応する。

## 5 その他の事項

いじめ防止等についても、地域と共に取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、地域と連携した基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。